資料１

第９期（第５回）福岡市男女共同参画審議会
（令和４年８月１日）

議題２

福岡市男女共同参画基本計画（第４次）の令和３年度実施状況に対する評価について（重点評価項目）

1　男女共同参画基本計画（第４次）の進行管理・実施状況評価の方法

（１）進行管理・実施状況評価の考え方

① 目　的

福岡市男女共同参画基本計画（第４次）（計画期間：令和３年度から令和７年度）の進捗状況を確実に把握し、その評価を行うことにより、計画の実効性を確保し、評価を次年度以降の施策に反映させ、男女共同参画社会の実現に向けた諸施策を推進する。

② 評価の対象及び方法等

【評価の対象等】

区分	対　象	評価者	摘　要
一般評価	**一般評価事業** 事業実施担当課が実施する各事業 〈資料２・参照〉	**事業実施担当課** 毎年度、「達成度」について自己評価を実施 ⇩ 審議会に報告 次年度以降の事業に反映	**〔判定区分〕** **〈達成度〉** Ａ：９０％以上（十分達成している） Ｂ：７０％以上（ある程度達成している） Ｃ：５０％以上（達成が不十分である） Ｄ：５０％未満（達成できていない） 令和７年度までの事業目標を踏まえ、３年度事業の「達成度」を自己評価。
重点評価	**重点評価項目** 重点的に取り組む施策（５項目） （別紙１・参照） （進行管理票） 資料１： （Ｐ４～Ｐ９参照）	**審議会** 毎年度、継続的に評価を実施 ⇩ 次年度以降の施策に反映	**〔判定区分〕** **〈達成状況〉** ・順調 ・おおむね順調 ・やや遅れている ・遅れている ・重点評価項目に該当する事業の実施状況について、達成状況の判定とともに、審議会での主な意見を記載。
総合評価	**基本目標** 基本計画（第４次）に規定する５つの基本目標	**審議会** 全ての評価内容を踏まえ、次期計画策定過程で評価を実施（令和７年度） ⇩ 次期基本計画に反映	

【評価の方法】

① 評価

審議会において、重点評価項目ごとに評価を行う。評価は、事務局（男女共同参画課）が重点評価項目の進捗状況を把握し、作成した進行管理票により行う。

② 審議会への事業実施担当課の出席

重点評価項目の審議において、事業実施担当課が出席する。

③ 公表

施策の実施状況及びその評価内容について、年次報告書を作成し、事業の実施状況に関する評価の結果を次年度の事業に反映するとともに、市民に公表する。

（２）進行管理・評価の流れ

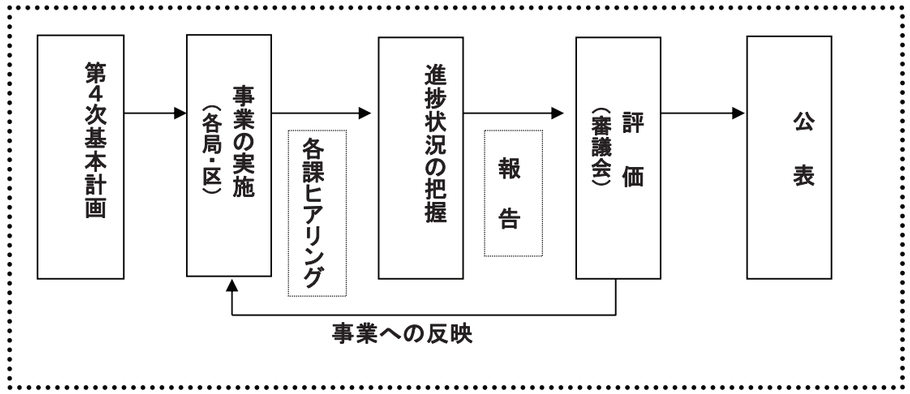

〈参考〉

福岡市男女共同参画を推進する条例

第１２条：「市長は、毎年１回、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及びその評価について報告書を作成し、これを公表するものとする。」

第２８条：「審議会は、次に掲げる事務を行う。」

第２号：「男女共同参画の推進に関し必要と認められる事項について調査審議し、市長に意見を述べること。」

5　重点的に取り組む施策

本市の現状と課題、国の動き、社会経済情勢の変化などを踏まえ、次の５項目に重点的に取り組みます。

（1）　ライフステージに応じた男女共同参画意識の啓発

若年層への男女共同参画に対する意識啓発のため、小・中学校における男女平等教育や教職員を対象にした研修の充実を図るとともに、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスについて学び、性別にとらわれないキャリア形成への意識を高めることを目的とした出前セミナーを市内中学校で実施します。

また、「みんなで参画ウィーク」や各校区の男女共同参画協議会等の活動支援など、広く男女共同参画意識の啓発を行います。

さらに、男女の固定的な役割分担意識の解消に向けて、学生や子育て世代、さらには中高年などを対象に、各ライフステージに応じた、共感を得られる内容の出前セミナー等の取組みを、関係機関や地域などと連携して進めていきます。

（2）　配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止

配偶者等からの暴力を受けた被害者が被害を我慢することなく相談し、被害が深刻化する前に支援につなげられるように、相談窓口の周知に努めます。

被害者の立場に立ち、相談対応から保護・自立まで切れ目のない支援を進めるために、関係機関と連携して配偶者等からの暴力防止に関する施策の一層の充実・強化に努めます。

また、暴力の未然防止のため、若年層を含むあらゆる世代に対して暴力防止啓発の取組みをより充実させていきます。

（3）　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男性も家事・育児、介護等の家庭生活や、地域活動等で積極的な役割を果たすよう意識を改革し、行動の変容へと繋げていくため、男女の固定的な役割分担意識の解消に向けた研修、出前セミナーなどを、業界団体や企業などと連携して実施するとともに、具体的な取組み事例の積極的な紹介など、国や県とも連携して、多様で柔軟な働き方の普及促進に努めます。

また、令和４（2022）年度から、常時雇用する労働者が101人以上の企業にまで策定義務が拡大される、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するとともに、働き方改革に積極的に取り組む地場企業を、市が発注する工事等の入札などに際し、優先的に指名するなど、企業におけるワーク・ライフ・バランスを推進します。

さらに、多様な手法により保育の受け皿を確保するとともに、介護離職を防止するための相談対応を行うなど、仕事と育児や介護を両立できる環境づくりに取り組みます。

（4）　働く場での女性活躍の推進

企業におけるダイバーシティ＆インクルージョンの考え方の浸透は、女性をはじめとする多様な人材が能力を発揮できる社会につながっていきます。男女の固定的な役割分担意識の解消に努めるとともに、誰もが持つ無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による悪影響が生じないよう、意識改革と理解の促進を図り、多様な人材が活躍しやすい環境づくりが進められるよう、企業に対して支援を行います。

また、働く場において、より多くの女性が、リーダーとして自覚と自信をもって能力を発揮できるよう、キャリアアップや能力向上の支援を行います。

さらに、女性が出産・育児、介護などのライフイベントを経ても、希望に応じた働き方が選択できるよう、女性の起業支援のさらなる充実に取り組むとともに、就業支援やスキルアップの支援を行います。

（5）　市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

審議会等の女性委員の参画率向上に向けて、法律等に基づかない協議会等も含めて、女性委員の参画率を個別に透明化するなど、さらなる意識の醸成を図るとともに、庁内の推進組織である「福岡市男女共同参画推進協議会」において、目標値達成に向けた働きかけを行います。

また、市役所内においては、特定事業主行動計画に基づき、女性職員の活躍を支援する取組みを進めるとともに、市役所における率先した取組みを企業に紹介します。

さらに、地域における女性の活躍を推進し、地域活動への多様な人材の参画を図るため、女性リーダーの人材育成や、地域、諸団体の自主的な男女共同参画推進の取組み支援、自治協議会への男女共同参画の意識啓発に向けた出前講座などを行います。

基本計画　体系図

重 は重点的に取り組む施策

基本目標	施策の方向	具体的施策
基本目標1 あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会	1 男女平等教育の推進	(1) 学校教育における男女平等教育の推進 (2) 教育に携わる者への研修の充実
	2 男女共同参画推進センター等からの啓発・学習の全市的展開 重	(3) 男女共同参画推進センターにおける男女共同参画に関する啓発・学習及び相談の充実 (4) 区役所、人権啓発センターにおける取組みの推進 (5) 公民館における取組みの推進 (6) 男女共同参画に関する調査・研究 (7) 男女共同参画に関する広報と情報提供 (8) 市民団体、NPO等との連携・共働 (9) 報道機関との連携
	3 地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援 重	(10) 地域の主体性を尊重した男女共同参画の推進と男女共同参画協議会等の活動支援 (11) 自治協議会等を中心とした男女共同参画意識の浸透
	4 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進	(12) 男女共同参画の視点に立った防災事業
	5 国際理解・交流の推進	(13) 男女平等に関する国際理解の推進
基本目標2 あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会	福岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第3次) 1 配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止 重	(14) 相談体制の充実 (15) 保護体制の充実 (16) 被害者の自立のための支援 (17) 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発 (18) 関係団体との連携
	2 セクシュアル・ハラスメント等及び性犯罪の防止	(19) セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発 (20) 市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止 (21) 教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止 (22) 相談の充実 (23) 性犯罪被害の防止及び犯罪被害者への支援
	3 生涯にわたる健康支援	(24) 青少年に対する支援、意識啓発 (25) 母性の保護の重要性に関する認識の浸透 (26) 妊娠・出産に関する健康管理の支援 (27) ライフステージに応じた心身の健康管理の支援
	4 性の多様性が尊重される環境づくり	(28) 性的マイノリティ当事者やその家族等に対する支援 (29) 市民や企業等に対する教育・啓発
	5 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(30) ひとり親家庭等への支援の充実 (31) 高齢者、障がい者等が安心して暮らすための支援 (32) 経済的な困難を抱えた人の自立支援 (33) 在住外国人への支援

基本目標	施策の方向	具体的施策
福岡市働く女性の活躍推進計画(第2次)		
基本目標3 仕事と生活の調和が実現した社会	1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 重	(34) 企業に対する多様で柔軟な働き方の取組み支援 (35) 育児・介護休業制度等に関する広報と情報提供 (36) 市役所における意識啓発 (37) 男性への意識啓発と、家庭や地域活動への参画促進 (38) 男性相談の充実
	2 子育て・介護支援の充実	(39) 多様なニーズに対応した保育サービス等の充実 (40) 子育て支援の充実 (41) 介護支援の充実
基本目標4 働く場において女性が能力を発揮して活躍できる社会	1 働く場における女性活躍推進の支援 重	(42) 企業に対するダイバーシティ※を見据えた女性活躍推進の取組み支援 (43) 働く女性のキャリアアップ支援 (44) 働く女性への労働に関する広報と情報提供 (45) 相談の充実 (46) 農林水産業の分野における女性の参画促進 ※ダイバーシティ：「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
	2 女性の就業・起業支援 重	(47) 就業意識の啓発と職業能力の向上 (48) 女性の起業支援 (49) 再就職の支援
基本目標5 あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会	1 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進 重	(50) 審議会等への女性の参画促進 (51) 市役所における男女共同参画の推進 (52) 政治分野における女性の参画促進
	2 地域活動の方針決定過程への女性の参画促進 重	(53) 自治協議会等への女性役員の参画促進 (54) 地域の女性リーダー育成と活躍支援

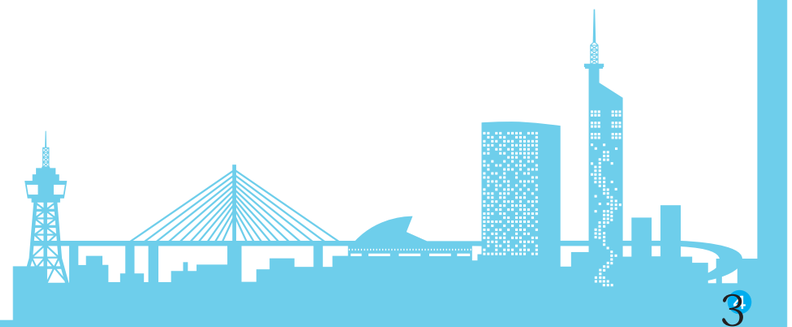

重点評価項目進行管理票

重 点 評 価 項 目	
1	ライフステージに応じた男女共同参画意識の啓発
2	配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止
3	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
4	働く場での女性活躍の推進
5	市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

〔４　主な事業の実施状況　〕

令和３年度の「事業実績」を記載している。
継続事業については、進捗状況を明らかにするため
令和２年度の「事業実績」を＜　　＞で記載している。

〔判定区分〕

令和７年度までの事業目標を踏まえ、令和３年度事業の「達成状況」を判定

【達成状況】

・順調
・おおむね順調
・やや遅れている
・遅れている

重点評価項目　進行管理票

Ⅰ 事務局記入欄	1 重点評価項目		1	ライフステージに応じた男女共同参画意識の啓発				
	2 対象事業	基本目標	1	あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会				
		施策の方向	2	男女共同参画推進センター等からの啓発・学習の全市的展開				
			3	地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援				
		事業実施担当課評価（P2～P13）	達成度		A	B	C	D
			対象事業数		24	46	0	0
	3 施策の進捗状況		○男女共同参画推進センター・アミカス等において、広く市民を対象とした男女共同参画に関する意識啓発のための講座・講演会の実施、学習機会の提供などの広報・啓発に取り組んだ。 ○ 福岡市男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」にあわせて、各校区において男女共同参画推進の取組みが実施されるよう支援するとともに、先進的な取組みを行っている校区の活動紹介や男女共同参画サポーターの派遣などにより、地域における男女共同参画推進に取り組んだ。					
	4 主な事業の実施状況		■男女共同参画推進センター等からの啓発・学習の全市的展開 ○男女共同参画基礎講座 ・校区の男女共同参画推進組織や自治協議会等各種団体の委員を対象とした基礎的な知識を学ぶ研修。 ・YouTubeでの配信　再生回数：1,200回 ＜新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止＞ ○アミカス地域支援事業 ・福岡市男女共同参画推進サポーター派遣事業　1件　22人＜6件　163人＞ 男女協応援事業　11件　217人＜16件　277人＞　満足度93% ・男女共同参画つうしん　ホームページ10件掲載＜年3回発行＞ ○アミカスフェスタ ・「写真とことば」ジェンダーデザインコンテストや映画上映会や、各種講座等について、令和3年度より男女共同参画部3課合同で実施 事業参加者数：111人 合計満足度：100%※主催事業のうち、アンケートを実施した事業 ○市民グループ活動支援事業 ・19企画　844人＜16企画　476人＞ ○女性のためのつながりサポート事業（令和3年度開始） ・NPOの知見を活用した、コロナ下で困難や不安を抱える女性に対する相談機会や居場所の提供などの支援（R3.10.22開設） ・相談窓口設置（対面・電話・オンライン）　相談者数:250人 ・広報カード等配布：全728箇所（市立小中高、大学、公民館、イオン大型店舗他） ■地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援 ○地域における主体的取組みへの支援 ・福岡市男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」及び「シンボルマーク」の広報・周知（市政だより・ホームページへの掲載、ポスター、チラシの配布、地下鉄駅構内での放送等） ・取組みを実施した校区数:121/144校区・地区＜126/145校区＞ ※分母は「みんなで参画ウィーク」の実施アンケート回答数 ・のぼり旗設置のみを除いた校区数:113/144校区 （のぼり旗設置:92校区、パネル、ポスター掲示:46校区、講座・研修会:75校区 ※複数回答） ・各区において、研修や広報物作成等校区へ向けた支援を実施					

Ⅰ 事務局記入欄	4 主な事業の実施状況	○男女協サミット ・「校区の活動事例紹介」のリーフレットを各校区へ配布 ・「すべての女性が輝く令和の社会へ」（内閣府男女共同参画局長 林伴子氏）DVDを各校区へ配付 ＜新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止＞ ○出前講座 ・派遣実績:5件（74人）満足度:93.4%＜5件（89人）満足度:100%＞ ○七区男女共同参画協議会活動支援 ・代表者会議の開催:年4回（内1回は書面）＜年4回（内2回は書面）＞ ・校区男女共同参画研修会実施状況調査の実施:68.5%＜67.8%＞ ・男女共同参画地域活動ハンドブックの改訂（令和4年3月） ○公民館長、公民館主事の研修 ・新任公民館職員研修:1回　33人＜1回　37人＞ ・公民館運営研修:1回　51人(東区)＜1回　43人（西区）＞ ○公民館における男女共同参画学習講座 ・36館　94回　2,044人＜38館　89回　1,799人＞
	5 懸案事項・課題	○福岡市男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」の周知に努め、全校区で地域団体の枠を超えてより充実した主体的取組みが継続して実施されるよう、地域への支援に努める必要がある。 ○コロナ下において校区・地区によって男女共同参画に向けた取組みの実施に差があり、研修等効果的な取組みを検討する必要がある。 ○新型コロナウイルス感染症拡大の影響により対面開催が難しい場合がある。参加者の状況によってはインターネット等による参加が難しい場合があり、コロナ下でも地域活動が停滞しないよう、代替手段を充実する必要がある。

Ⅰ 事務局記入欄	6 今後の取組み	○より効果的な男女共同参画推進活動支援を目的として令和3年度に「地域活動ハンドブック」を改訂したため、当ハンドブックの地域への周知・活用に努めていく。 ○新型コロナウイルス感染症拡大の影響下においても効果的な事業が実施できるよう、動画配信やDVD配布等実施方法の工夫等を行うとともに、感染対策と事業推進の両立を図っていく。 ○引き続き、出前講座等の満足度向上に向け、申込時のヒアリングにより地域のニーズにあった講座内容となるよう工夫するとともに、アンケート結果を事業内容へ取り入れるなどフィードバックに努める。	
	7 事務局評価	達成状況	おおむね順調

Ⅱ 審議会記入欄	審議会評価	達成状況	
	【審議会意見】		

重点評価項目　進行管理票

Ⅰ 事務局記入欄	1 重点評価項目		2	配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止				
	2 対象事業	基本目標	2	あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会				
		施策の方向	1	配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止				
		事業実施担当課評価（P15～P20）	達成度	A	B	C	D	
			対象事業数	21	20	0	0	
	3 施策の進捗状況		配偶者等からの暴力を防止し、被害者の早期発見、早期対応を図るため、若年層を含めた暴力防止のための広報・啓発や相談窓口の周知を行うとともに、配偶者暴力相談支援センターをはじめとする関係機関と連携して、相談、保護、自立支援まで被害者の立場に立った切れ目のない支援に取り組んだ。					
	4 主な事業の実施状況		■配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止 ○DV相談や通報への対応　相談件数:4,195件＜4,495件＞ ・福岡市配偶者暴力相談支援センターや各区保健福祉センター、男女共同参画推進センター・アミカス等が連携した相談対応の実施 ・県配偶者暴力相談支援センター及び警察と連携した24時間対応の実施 ○自立支援 ・住居、就業、法的制度、心理的ケア等の施策について情報提供や支援 法律相談件数:43件　＜44件＞ DV被害者親子等に対するカウンセリング:9人　＜1人　※R2.12事業開始＞ ・市営住宅、児童福祉、ひとり親家庭福祉、医療保険、年金、生活保護等の各種制度を活用した被害者の自立支援 DV被害者等自立生活援助事業　※R3.6事業開始 …アウトリーチ型の支援も含めた自立支援及び退所後の定着支援 自立支援:3人、定着支援:3人 ・DV被害者の子どもに対しては、DV相談機関と区子育て支援課・こども総合相談センターが連携して支援 ○ホームページへの掲載、配偶者暴力相談支援センターカード・リーフレットの配布等による広報啓発 カード・リーフレットの設置（配布）箇所数:853箇所＜853箇所＞ ○デートDV防止教育講演会の実施 ・市立高校全4校中3校でデートDV防止教育講演会を実施（1校は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止） 県と協力し、県立・私立を含むあらゆる学校への講師派遣体制を整備 参加者:1,261人＜616人＞　理解度:92% DVに対する意識の12項目（どのようなことが暴力になるか）について、ほとんどの項目で改善 ○デートDV防止啓発リーフレット・ポスターを新たに作成し、配布 ・箇所数:580箇所＜405箇所＞ ・配布先　学校（市立・国立・私立中学校、市立・県立・私立高校、専門学校、大学）、関係機関 ○相談員等研修 ・国・県が主催するDVに関する研修への参加　参加者数:207人＜133人＞ ・こども家庭課主催によるDVに関する研修の実施 ・DV対応と児童虐待対応の連携を図るための研修を実施 「今、改めて考えるDV家庭と子ども～不適切養育に注目して～」 参加者数:39人＜36人＞　アンケート:「参考になった」100% ・市民と直接接する機会が多い区役所職員や地域の民生委員等に対する研修の実施及び出前講座の実施 実施回数:7回＜2回＞　参加人数:379人＜42人＞ ・アンケート:「参考になった」92%					

Ⅰ 事務局記入欄	4 主な事業の実施状況	○講座・講演会の実施 ・福岡市DV防止講演会の実施 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止＜参加者数:150人＞ ○関係機関との連携強化 ・各区家庭児童相談室・配偶者暴力相談支援センター・アミカス相談室の相談員連絡会議の実施　年1回＜年1回＞ ・「福岡市配偶者等からの暴力防止対策連絡会議」の実施、及び「福岡県配偶者からの暴力防止対策連絡会議」「配偶者暴力相談支援センター連絡会議」への参加
	5 懸案事項・課題	○新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、DVの相談件数が増えていることから、DV被害が深刻化する前に相談できるよう、市民への意識啓発や相談窓口の周知を行う必要がある。DVが起きている子育て中の家庭の多くで、子どもに対する暴力が同時に行われており、児童虐待と合わせた意識啓発を進めていく必要がある。 ○教育委員会と連携して、教職員のDVに対する理解を深めるとともに、子どもの発達段階に応じた取組みを検討する必要がある。また、子どもの前でパートナー間で暴力を振るうことは心理的虐待にもあたるため、併せて啓発を行う必要がある。 ○相談員のスキル向上を図るために、内容や方法について検討し、計画的に研修を実施する必要がある。 ○DV被害者の支援に加えて児童虐待対応が必要な相談等もあり、配偶者暴力相談支援センターをはじめとする相談支援や関係機関との情報交換を行い、連携体制の充実が必要である。

Ⅰ 事務局記入欄	6 今後の取組み	○被害者の立場に立った切れ目のない支援に取り組むため、引き続き、DV相談に対する相談・保護体制、自立のための支援を充実させる。DV被害者親子等の支援のために、カウンセリングを行うなど、心理的なケアに取り組む。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、DV被害の相談があった際は、感染症予防のための外出の自粛等によってDVが重篤化する前に、迅速に被害者の保護等を含めた支援を行う。 ○児童の面前でのDV被害が児童虐待にあたることについて啓発を行い、相談支援につながるよう、児童相談所等の子どもに関する関係機関とも協力しながら相談窓口を案内していく。 ○DV防止のための意識啓発及び相談窓口の周知徹底に取り組むため、啓発カード・リーフレット等の配布や、講演会等を活用した広報活動を実施するとともに、DV研修講師の派遣等、DV防止に関する取組みについて周知する。また、カード・リーフレット等を子どもに関する関係機関に広げて配布していく。 ○DV予防教育のため、引き続き、市立高校対象にデートDV防止教育講演会を実施するとともに、中学生にも拡大するため、教育委員会と連携して教職員への働きかけ等を実施する。また、講演会以外の啓発方法についても検討する。 ○DV相談窓口の相談員が適切な被害者支援を行うことができるよう、スキル向上のための研修の実施、受講を継続する。また、DVと児童虐待対応の担当職員が適切に連携できるよう、両分野の特性・関連性に関する理解の促進のための研修等を実施し、スキルの向上を図る。 ○配偶者等に対する暴力の防止及び被害者支援の推進を図るため、引き続き、「福岡市配偶者等からの暴力防止対策連絡会議」の実施及び「福岡県配偶者からの暴力防止連絡会議」、「配偶者暴力相談支援センター連絡会議」等への参加を行う。	
	7 事務局評価	達成状況	おおむね順調

Ⅱ 審議会記入欄	審議会評価	達成状況	
	【審議会意見】		

重点評価項目　進行管理票

Ⅰ 事務局記入欄	1 重点評価項目		3	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進				
	2 対象事業	基本目標	3	仕事と生活の調和が実現した社会				
		施策の方向	1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進				
		事業実施担当課評価（P29～P32）	達成度	A	B	C	D	
			対象事業数	12	22	0	0	
	3 施策の進捗状況		**【企業・市民向け】** ○“「い～な」ふくおか・子ども週間♡”や社会貢献優良企業優遇制度について周知に努めるなど企業への働きかけの取組みを推進した。 ○仕事と介護の両立についての情報提供やアドバイスを行う「働く人の介護サポートセンター」の認知度を向上するため、周知に努めた。					
			【福岡市役所】 ○市役所においては、時間外勤務縮減や定時退庁に向けた取組み、ワーク・ライフ・バランス等に関する研修の実施や両立支援制度の周知に努めるとともに、男性職員の家事育児参画の促進に取り組んだ。					
	4 主な事業の実施状況		**【企業・市民向け】** ■仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ○社会貢献優良企業優遇制度「次世代育成・男女共同参画支援事業」の認定 認定企業数:203社（R3nd追加認定企業数　17社）＜186社＞ ○ふくおか「働き方改革」推進企業認定事業 新規認定件数:34件＜64件＞ ○企業・団体に対して、“「い～な」ふくおか・子ども週間♡”への賛同の呼びかけ 賛同企業数:1,158企業・団体＜1,142企業・団体＞ ・市民への周知を図るため、市営地下鉄駅構内で通勤時間帯に放送。 ・ノー残業デーの実施（8月6日）　など ○企業向けセミナー ・「”男性学”の視点から男女が共に生きやすい社会を考える」 講師：田中　俊之氏（大正大学准教授）　参加者：70人＜-＞　満足度：93％＜-＞ ・「ワークライフバランス×DX」 講師：佐々木　久美子氏（（株）グルーヴノーツ取締役会長） 参加者:21人＜-＞　満足度:87％＜-＞ ・「働き方改革はこう進めた」 講師：西岡　徹人氏（三承工業（株）代表取締役） 参加者:17人＜-＞　満足度:100％＜-＞ ○男性の意識啓発 ・男性の育休取得促進セミナー 講師：森島　孝氏（NPO法人ファザーリング・ジャパン九州 共同代表理事） 参加者：14人＜-＞　　満足度：90％ ・「男性の育休取得の手引き」の作成　※企業向け（300部） ・「家事・育児シェアシート」の作成　（8,000部） ○働くママとパパのマタニティスクール 参加者:94組（186人）＜78組（156人）＞ ○働く人の介護サポートセンター 相談件数:184件＜185件（うち、企業への出張相談2件）＞					

Ⅰ 事務局記入欄	4 主な事業の実施状況	**【福岡市役所】** ■仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ○福岡市特定事業主行動計画に基づく仕事と家庭の両立支援策の推進 「福岡市特定事業主行動計画」に基づき、ワーク・ライフ・バランス等に関する研修の実施や、職員の状況に合わせた柔軟な働き方ができるよう、早出遅出勤務、在宅勤務等の制度の実施など、職業生活と家庭生活の両立に向けた取組みを行った。また、不妊治療を行う職員のための出産支援休暇を新設した。 ・子どもが生まれた男性職員の出産・育児支援休暇取得率 77.8％＜78.9％＞ ・職員の年次有給休暇の年間平均取得日数 15.8日＜15.2日＞ ・子どもが生まれた男性職員の育児休業取得率 34.7％＜33.5％＞
	5 懸案事項・課題	**【企業・市民向け】** ○“「い～な」ふくおか・子ども週間♡”等の企業向けの取組みについて、さらなる周知を図る必要がある。 ○企業における男性の育児休業取得に関する課題整理や、具体的な取組みに繋げる支援を行う必要がある。 ○男性の家事・育児等への参画につながる効果的な取組みを検討する必要がある。 ○企業に対し、働く人の介護サポートセンターの広報に努めていく必要がある。
		【福岡市役所】 ○「福岡市特定事業主行動計画」における数値目標の達成に向けて、継続的な取組みが必要である。

Ⅰ 事務局記入欄	6 今後の取組み	**【企業・市民向け】** ○企業向けの取組みについて理解や関心を持ってもらうことにより、企業におけるワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進の取組みがさらに推進されるよう働きかけを継続する。 ○関係機関と連携し、育児・介護休業法の改正の周知を行うとともに、企業における男性の育休取得に関する課題解決や取組み支援を行う。 ○ライフステージに応じた講座を企画・実施するとともに、SNSの活用や関係部署と連携した広報を行う。 ○「働く人の介護サポートセンター」における窓口・電話相談を行っていくとともに、引き続き企業への出張相談を実施していく。	
		【福岡市役所】 ○「福岡市特定事業主行動計画」に基づく取組みを継続し、全ての職員が働きやすい職場環境の整備に取り組んでいく。	
	7 事務局評価	達成状況	おおむね順調

Ⅱ 審議会記入欄	審議会評価	達成状況	
	【審議会意見】		

重点評価項目　進行管理票

Ⅰ 事務局記入欄	1 重点評価項目		4	働く場での女性活躍の推進				
	2 対象事業	基本目標	4	働く場において女性が能力を発揮して活躍できる社会				
		施策の方向	1	働く場における女性活躍推進の支援				
			2	女性の就業・起業支援				
		事業実施担当課評価（P38～P39）	達成度	A	B	C	D	
			対象事業数	12	11	0	0	
	3 施策の進捗状況		○女性活躍推進法が令和元年5月に改正されたことから、様々な機会を捉えて改正の趣旨等の周知に努めるとともに、一般事業主行動計画の策定の義務づけが拡大される事業主に対して策定支援を行った。また、女性の活躍を促進するため、企業向けの講演会などを実施し、啓発に努めた。 ○男女共同参画推進センター・アミカスにおいて働く女性のスキルアップや起業支援など女性のチャレンジを支援する講座を実施した。					
	4 主な事業の実施状況		■働く場における女性活躍推進の支援 ○女性活躍の取組みの見える化を推進 女性活躍や両立支援に取り組む企業に対して、個別に「ふくおか女性活躍NEXT企業　見える化サイト」への掲載案内を行うほか、広く見える化サイトを周知。 女性活躍に資する情報発信の充実にも取り組んだ。 ・掲載企業数:307社※R3年度新規登録社数27社＜掲載企業数:302社＞ ・企業インタビュー数:3社 ○一般事業主行動計画策定の周知及びセミナー（動画セミナー）の開催 女性活躍推進法の改正により、令和4年度から策定義務が拡大される従業員101人以上300人以下の事業主を対象に動画セミナーを実施。 ・動画視聴回数:209回＜参加者:76人＞ ○企業向け講演会 ・「多様な社会はなぜ難しいか～日本のダイバーシティ進化論～」 講師:水無田　気流氏（詩人・社会学者・國學院大學教授） 参加者:113人＜185人＞　満足度:86%＜99%＞ ○女性のキャリア形成支援 ・リーダークラス（全4回）　参加者:26人＜30人＞　満足度:94%＜96%＞ ・若手クラス　（全2回）　参加者:8人＜-＞　満足度:100%＜-＞ ○女性の人生サポート講座 ・「知って活用しよう労働のルール」 参加者:20人＜8人＞　満足度:100%＜100%＞					

Ⅰ 事務局記入欄	4 主な事業の実施状況	■女性の就業・起業支援 ○「働くあなたのガイドブック」の配布　配布部数:9,466部＜10,283部＞ ○女性の就職支援セミナー ・ママのためのお仕事スタートアップ（全1回×2コース） 参加者:計21人＜計17人＞　満足度:100%＜100%＞ ・女性のための就職応援プログラム（全2回×2コース） 参加者:計20人＜計17人＞　満足度:98%＜95%＞ ○就業継続支援セミナー 参加者:14人＜17人＞　満足度:100%＜100%＞ ○女性のための起業ゼミ 参加者:30人　満足度:96% ＜新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止＞ ○アミカス×スタカフェ女性起業交流会 参加者:計34人（2回）＜14人（1回）＞　満足度:100%＜100%＞ ○女性の起業スキルアップセミナー 参加者:25人＜43人＞　満足度:96%＜90%＞ ○福岡市商工金融資金制度「女性スタートアップ資金」による資金調達の支援 新規融資件数:117件　新規融資額:444,891千円 ＜新規融資件数:81件　新規融資額:407,730千円＞
	5 懸案事項・課題	○「ふくおか女性活躍NEXT企業　見える化サイト」について、企業側の登録メリットを高めて、登録企業を増加させるとともに、学生や求職者からの認知度を上げる必要がある。 ○講演会や講座等については、ニーズを把握するとともに、オンライン開催も含め、参加しやすい開催方法や開催時期について工夫する必要がある。また、働き方や価値観の多様化に対応した取組みを実施する必要がある。

Ⅰ 事務局記入欄	6 今後の取組み	○ 「ふくおか女性活躍NEXT企業　見える化サイト」において、企業インタビューや女性活躍に資する市内外の情報などを充実し、学生や求職者の利用促進を図るとともに、引き続き女性活躍や両立支援に積極的に取り組む企業に対して個別に案内を行うほか、企業メリットを検討し、掲載登録企業の増加に努める。また、学生等への周知に取り組む。 ○企業や関係機関と連携し、女性の就業継続やキャリア形成の向上に繋がる具体的な取組みを企画・実施する。	
	7 事務局評価	達成状況	おおむね順調

Ⅱ 審議会記入欄	審議会評価	達成状況	
	【審議会意見】		

重点評価項目　進行管理票

Ⅰ 事務局記入欄	1 重点評価項目		5	市の政策・方針決定過程への女性の参画促進				
	2 対象事業	基本目標	5	あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会				
		施策の方向	1	市の政策・方針決定過程への女性の参画促進				
			2	地域活動の方針決定過程への女性の参画促進				
		事業実施担当課評価（P40～P41）	達成度	A	B	C	D	
			対象事業数	5	7	0	0	
	3 施策の進捗状況		○各審議会等の委員改選時期を把握し事前協議を徹底するとともに、庁内の推進組織である「福岡市男女共同参画推進協議会」において、審議会等委員への女性の参画率40%の目標達成や本市女性職員の登用促進について、全庁に強く働きかけた。 ○「福岡市特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の活躍推進に取り組んだ。					
	4 主な事業の実施状況		■市の政策・方針決定過程への女性の参画促進 ○福岡市男女共同参画推進協議会・幹事会の開催 　協議会 1回＜1回＞　幹事会　1回＜2回＞※書面開催 （協議会の議題） ・福岡市男女共同参画基本計画（第3次）の実施状況及び評価について ・福岡市男女共同参画基本計画（第4次）について ・審議会等委員への女性の参画促進について ○「審議会等への女性の参画促進に関する要綱」に基づく、審議会等委員の改選時の事前協議の実施 ・改選のおおむね3か月前までに課長級での事前協議の徹底 事前協議実施数：審議会等31　（参考）協議会等26 ＜審議会等35　（参考）協議会等26）＞ ・団体への効果的な推薦依頼方法のアドバイス等の実施 ・審議会等及び協議会等、個別の参画率をホームページで公表 ・審議会等委員への女性の参画率　36.3%＜35.3%＞ （参考）協議会等委員への女性の参画率　37.6%＜36.8%＞ ○「福岡市特定事業主行動計画」に基づく女性職員活躍の推進 ・性別に関わらない能力・意欲に応じた配置、登用 ・若手女性職員の本庁配置など、早期キャリア形成に向けた配置 ・本人の能力や意欲に応じて、子育て期も含め、政策立案業務ができる職場へ配置 ・キャリア形成に関する研修の実施 ・時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進 ・ワークライフバランス等に関する研修の実施 ・両立支援制度の周知や男性職員の家事育児参画の促進 など、女性職員の育成・登用及び全ての職員の職業生活と家庭生活の両立に向けた取組みを行った。 ・福岡市役所における女性管理職比率　17.4%＜16.2%＞ ・本庁における女性職員の割合　26.3%（32.9%）<25.5%（32.4%）> ※（　）内は職員総数に占める女性職員の割合 ※教職員を除く数値					

Ⅰ 事務局記入欄	4 主な事業の実施状況	○女性教職員の管理職登用の促進 ・女性教職員の管理職比率:19.9%＜19.3%＞ ■地域活動の方針決定過程への女性の参画促進 ○地域女性活躍チャレンジ塾 ・地域の女性リーダー育成を目的としたワークショップ型講座の実施 1校区1回＜新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止＞ ○エンパワーメント講座 ・地域の課題や政治をテーマにグループワークの実践スキルを身につけるワークショップ型講座の実施 ・参加者:24人　満足度:100%＜37人（オンライン21人）＞ ○みんなにやさしい防災研修（地域向け:令和3年度試行） ・防災をテーマに、多様性について考える地域向け研修の実施 実施回数:1回　参加者:22人　理解度:100% ○地域諸団体の長への女性の就任率調査 ・地域諸団体の長への女性の就任率:22.6%＜22.3%＞
	5 懸案事項・課題	○本市のあらゆる施策が男女共同参画の視点を持って展開されるよう、福岡市男女共同参画推進協議会等において働きかけを行うなど、全庁的な意識の向上を図る必要がある。また、協議会の下部組織である幹事会において、コロナ下における開催方法を検討する必要がある。 ○職務指定の見直しが進まないことや、女性の人材が少ないこと等により、特定の分野で女性委員の参画が進まない状態が続いている。 ○市女性職員の活躍を推進するためには、女性職員のキャリア形成とともに、男性の家事・育児への参画や長時間労働を前提としない働き方に転換していく必要がある。

Ⅰ 事務局記入欄	6 今後の取組み	○今後も男女共同参画推進協議会・幹事会において、様々な分野への女性の参画促進等について働きかけるなど全庁横断的に本市の男女共同参画施策を推進する。また、男女共同参画課・女性活躍推進課のアミカス移転後も、本庁との連携体制を維持できるよう、オンライン会議や動画配信等の活用を行っていく。 ○ 引き続き個別の審議会等の参画率の公表や所管部署への働きかけ等を行うとともに、40%を達成していない審議会についてはヒアリング等を行い、次年度の目標値を設定し、進行管理を行いながら、随時働きかけを行っていく。 ○「福岡市特定事業主行動計画」に基づく取組みを継続し、女性職員の意欲と能力を十分に発揮させるとともに、全ての職員が働きやすい職場環境の整備に取り組んでいく。	
	7 事務局評価	達成状況	おおむね順調

Ⅱ 審議会記入欄	審議会評価	達成状況	
	【審議会意見】		